

2009年10月30日

各 位

会社名 新日本石油株式会社
(コード番号 5001 東・大・名証第1部、福、札)
会社名 新日鉱ホールディングス株式会社
(コード番号 5016 東・大・名証第1部)

新日本石油株式会社と新日鉱ホールディングス株式会社との 経営統合契約の締結および株式移転計画の作成について

新日本石油株式会社（以下「新日石」という。本社：東京都港区西新橋一丁目、社長：西尾進路）と新日鉱ホールディングス株式会社（以下「新日鉱」という。本社：東京都港区虎ノ門二丁目、社長：高萩光紀）とは、2008年12月4日に「経営統合に関する基本覚書」を締結し、両社グループの経営統合に向けた協議を進めてまいりました。

両社は、株式移転により統合持株会社を設立のうえ、その傘下において両社グループの事業を全面的に統合することについて最終的な合意に達し、本日、それぞれの取締役会の決議に基づき、経営統合契約（以下「本契約」という。）を締結するとともに、統合持株会社設立のための株式移転計画を作成しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本経営統合は、両社株主総会および関係当局の承認等を前提としております。

記

I. 経営統合の目的・基本コンセプト

1. 経営統合の目的

両社グループは、エネルギー・資源・素材の各分野において、事業環境の構造的变化に先手を打ち、激化する競争に勝ち抜くために、両社グループの経営基盤を一層強固なものとするとともに、新たな経営理念の下で飛躍することを目的として、両社グループの全面的な経営統合を行うこととし、もって、国内外におけるエネルギー・資源・素材の安定的かつ効率的な供給の使命を果たします。

2. 経営統合の基本コンセプト

- (1) 両社グループは、対等の立場において、各事業にわたる全面的な統合を実現し、両社グループの経営資源を結集してこれを最大限活用することにより、石油精製販売、石油開発および金属の各事業を併せ持つ世界有数の「総合エネルギー・資源・素材企業グループ」へと発展することを目指します。
- (2) 統合グループは、積極的かつグローバルに成長戦略を展開することとし、「ベストプラクティス」をキーワードとして、収益性の高い部門に経営資源を優先配分することにより企業価値の最大化を図ります。
- (3) 統合グループは、石油精製販売事業について、経営統合により初めて可能となる劇的な事業変革を早期に実現します。

II. 経営統合の方法および日程

1. 経営統合の方法

(1) 統合持株会社

新日石と新日鉱は、共同して株式移転を行うことにより統合持株会社を設立し、その後、両社グループの全事業を統合持株会社の傘下に統合・再編・整理します。

(2) 各中核事業会社

統合持株会社の直接子会社として、次の中核事業会社を置きます。

① 石油精製販売事業会社

石油精製販売事業会社については、新日石、新日本石油精製株式会社（現在、新日石の100%子会社）および株式会社ジャパンエナジー（現在、新日鉱の100%子会社）が合併することにより設立します。なお、石油精製販売事業会社は、会社分割の方法により、統合持株会社が行う子会社管理機能については統合持株会社に、同社の石油開発事業についてでは石油開発事業会社に、それぞれ承継します。

② 石油開発事業会社

石油開発事業会社については、新日本石油開発株式会社（現在、新日石の100%子会社）およびジャパンエナジー石油開発株式会社（現在、株式会社ジャパンエナジーの100%子会社）が合併することにより設立します。なお、石油開発事業会社は、石油精製販売事業会社から、会社分割の方法により、同社の石油開発事業を承継します。

③ 金属事業会社

金属事業会社については、新日鉱および日鉱金属株式会社（現在、新日鉱の100%子会社）が合併することにより設立します。なお、金属事業会社は、会社分割の方法により、統合持株会社が行う子会社管理機能を統合持株会社に承継します。

(3) その他のグループ会社

- ① 石油精製販売、石油開発または金属の各中核事業に属するグループ会社は、それぞれ当該中核事業会社の子会社とします。
- ② 上場子会社、共通機能会社（グループ各社の共通機能をサポートする会社）および独立事業会社は、統合持株会社の直接子会社とします。
- ③ 両社グループにおいて共通の事業、機能または事務を行っている会社・組織については、一つに統合することを原則とします。

(4) 統合持株会社への資産・負債の承継

新日石および新日鉱は、保有する資産および負債のうち、統合グループ全体の運営に関連するものについて、原則として、統合持株会社に承継することとします。

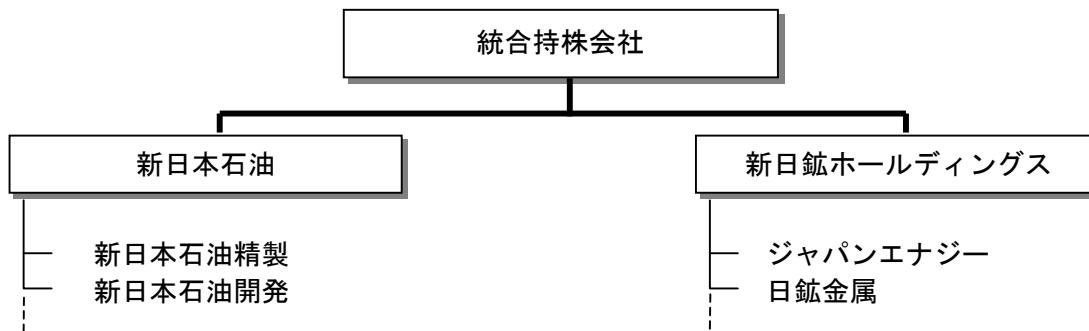
【中核事業会社設立までのイメージ】

【2009年10月30日現在】



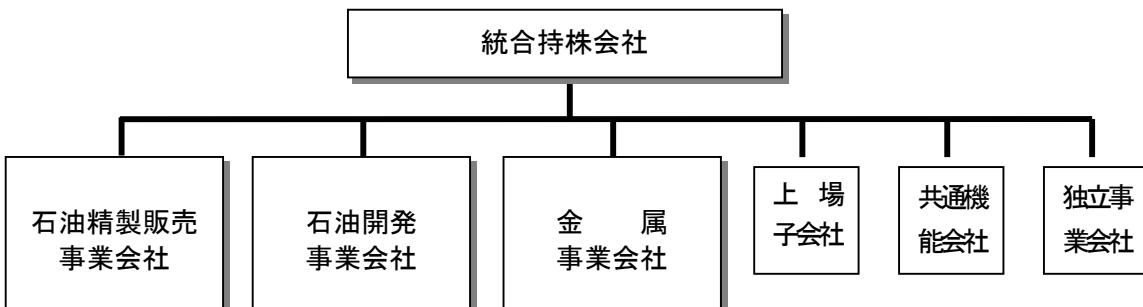
【2010年4月1日現在（予定）】

新日本石油と新日鉱ホールディングスの両社が、共同して株式移転を行うことにより、「統合持株会社」を設立。



【2010年7月1日現在（予定）】

両社グループの全事業を「統合持株会社」の傘下に統合・再編・整理。



2. 株式移転比率

(1) 株式移転にかかる割当ての内容（株式移転比率）

| | 新日石 | 新日鉱 |
|--------|-------|-------|
| 株式移転比率 | 1. 07 | 1. 00 |

(注1) 新日石の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式1. 07株を、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式1. 00株をそれぞれ割当て交付します。なお、新日石の株主に交付する統合持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、当該株主に1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。ただし、上記株式移転比率は、新日石および新日鉱の事業、資産または負債の状況に重大な変更が生じた場合などにおいては、両社協議の上、変更することがあります。

また、統合持株会社の単元株式数は、100株とします。

(注2) 統合持株会社が発行する新株式数（予定）：普通株式 2, 495, 485, 929株
上記は2009年3月31日現在における両社の発行済株式総数から算定した株式数であり、実際に統合持株会社が発行する新株式数は変動することがあります。

(2) 株式移転にかかる割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

新日石は、株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」という。）、JPモルガン証券株式会社（以下「J.P.モルガン」という。）および野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）に対し、株式移転比率の算定を依頼しました。

新日鉱は、株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、UBS証券会社（以下「UBS」という。）を主に、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」という。）および大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券SMB」）（以下「SMB」という。）に対し、株式移転比率の算定を依頼しました。

これらによる割当ての内容の算定の概要については、「添付資料1.」をご参照下さい。

② 算定の経緯

新日石は、みずほ証券、J.P.モルガンおよび野村證券の算定結果を参考に、新日鉱は、UBS、メリルリンチおよび大和証券SMBの算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定しました。

なお、新日石は、2009年10月29日付にてJ.P.モルガンおよび野村證券から、また、2009年10月30日付にてみずほ証券から、「添付資料1.」の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が新日石の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しています。

また、新日鉱は、UBS、メリルリンチおよび大和証券SMBから、2009年10月30日付にて、「添付資料1.」の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が新日鉱の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しています。

③ 算定機関との関係

新日石の算定機関であるみずほ証券、J.P.モルガンおよび野村證券、新日鉱の算定機関であるUBS、メリルリンチおよび大和証券SMB Cは、それぞれ新日石および新日鉱の関連当事者には該当せず、本組織再編に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

3. 経営統合の日程

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| 2009年10月30日（本日） | 本契約締結および株式移転計画作成承認の取締役会（両社） |
| 2009年10月30日（本日） | 本契約の締結および株式移転計画の作成（両社） |
| 2009年10月31日（予定） | 臨時株主総会の基準日公告（両社） |
| 2009年11月15日（予定） | 臨時株主総会の基準日（両社） |
| 2010年 1月27日（予定） | 株式移転計画承認の臨時株主総会開催（両社） |
| 2010年 3月29日（予定） | 上場廃止日（両社） |
| 2010年 4月 1日（予定） | 統合持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日） |
| 2010年 4月 1日（予定） | 統合持株会社の上場日 |
| 2010年 7月 1日（予定） | 各中核事業会社設立日 |

（注）上記日程は、経営統合の手続きの進行その他の事由により必要な場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。

4. 完全子会社となる会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

統合持株会社は、株式移転に際して、新日鉱が発行している新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる統合持株会社の新株予約権を交付しません。新日鉱は、本契約締結後、統合持株会社の設立までに、一切の新株予約権を消滅させる予定です。

なお、新日石は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。また、新日鉱は新株予約権付社債を発行しておりません。

5. 統合持株会社の上場申請に関する事項

新日石および新日鉱は、新たに設立する統合持株会社について、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所に新規上場申請を行う予定です。上場日は、2010年4月1日を予定しています。なお、本株式移転により、新日石の株式については、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所および福岡証券取引所において2010年3月29日をもって、また、新日鉱の株式については、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所において2010年3月29日をもって、それぞれ上場廃止となる予定です。

III. 統合グループの概要

1. 統合グループの名称、統合持株会社・各中核事業会社の商号および本店所在地

(1) 統合グループの名称および統合持株会社・各中核事業会社の商号

統合グループ : J X グループ

(英文 : JX Group)

統合持株会社 : J X ホールディングス株式会社

(英文 : JX Holdings, Inc.)

石油精製販売事業会社 : J X 日鉱日石エネルギー株式会社

(英文 : JX Nippon Oil & Energy Corporation)

石油開発事業会社 : J X 日鉱日石開発株式会社

(英文 : JX Nippon Oil & Gas Exploration Corporation)

金属事業会社 : J X 日鉱日石金属株式会社

(英文 : JX Nippon Mining & Metals Corporation)

(注1) 「J X」は、グループの基本的な理念を象徴する名称です。「J」は、日本を代表する世界有数の「総合エネルギー・資源・素材企業グループ」を、「X」は、未知への挑戦、未来への成長・発展、創造性・革新性などを、それぞれ表しています。

なお、「J X」は、「ジェイエックス」と発音します。

(注2) 統合持株会社および中核事業会社のシンボルマークおよびブランド（商標）については、決定し次第、公表します。

(2) 統合持株会社および各中核事業会社の本店所在地

いずれも「東京都千代田区大手町二丁目6番3号」とします。

2. 統合持株会社・各中核事業会社の役員体制

(1) 統合持株会社の取締役および監査役（2010年4月1日付（内定））

| 役 職 | 氏 名 | 現役職等 |
|----------------------------------|---------|---|
| 代表取締役会長 | 西 尾 進 路 | 現 新日本石油株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 高 萩 光 紀 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 副社長執行役員 | 平 井 茂 雄 | 現 新日本石油株式会社 取締役 常務執行役員 経営管理第1本部長 |
| 取締役 専務執行役員 | 杉 内 清 信 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役（常務役員） 財務グループ財務担当 企画・管理グループ管理・IR担当 内部統制推進室担当 |
| 取締役 常務執行役員 | 山 縣 由起夫 | 現 新日本石油株式会社 取締役 常務執行役員 経営管理第2本部長 |
| 取締役 常務執行役員 | 加賀美 和 夫 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役 総務グループ総務担当 新日鉱マネジメントカレッジ事務局長 |
| 取締役 常務執行役員 | 内 島 一 郎 | 現 株式会社ジャパンエナジー 常務執行役員 経営企画部担当 管理部担当 |
| 取締役 常務執行役員 | 川 田 順 一 | 現 新日本石油株式会社 執行役員 経営管理第2本部総務部長 |
| 取締役（非常勤） [JX日鉱日石エネルギー(株)・社長] | 木 村 康 | 現 新日本石油株式会社 取締役 常務執行役員 エネルギー・ソリューション本部長 |
| 取締役（非常勤） [JX日鉱日石エネルギー(株)・副社長] | 松 下 功 夫 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 現 株式会社ジャパンエナジー 代表取締役社長 |
| 取締役（非常勤） [JX日鉱日石開発(株)・社長] | 古 関 信 | 現 新日本石油株式会社 取締役（非常勤） 現 新日本石油開発株式会社 代表取締役社長 |

| | | |
|----------------------------|------|---|
| 取締役（非常勤） [JX日鉱日石金属株・社長] | 岡田昌徳 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 現 日鉱金属株式会社 代表取締役社長 |
| 社外取締役 | 庄山悦彦 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 社外取締役 現 株式会社日立製作所相談役 |
| 社外取締役 | 高村壽一 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 社外取締役 現 武蔵野大学名誉教授 |
| 社外取締役 | 阪田雅裕 | 現 新日本石油株式会社 社外監査役 現 弁護士 前 内閣法制局長官 |
| 社外取締役 | 小宮山宏 | 現 新日本石油株式会社 社外取締役 現 株式会社三菱総合研究所理事長 前 東京大学総長 |
| 常勤監査役 | 伊藤文雄 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役（常務役員） 監査グループ監査担当 総務グループ法務担当 内部統制推進室担当 |
| 常勤監査役 | 田渕秀夫 | 現 新日本石油株式会社 常勤監査役 |
| 社外監査役 | 藤井正雄 | 現 新日本石油株式会社 社外監査役 現 弁護士 元 最高裁判所判事 |
| 社外監査役 | 春英彦 | 現 新日本石油株式会社 社外監査役 前 日本銀行政策委員会審議委員 |
| 社外監査役 | 渡辺裕泰 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 社外監査役 現 早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授 |
| 社外監査役 | 浦野光人 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 社外監査役 現 株式会社ニチレイ代表取締役会長 |

(注) 取締役 16名、うち社外取締役 4名。監査役 6名、うち社外監査役 4名。

(2) 統合持株会社の相談役（2010年4月1日付（内定））

| 役 職 | 氏 名 | 現役職 |
|-----|---------|------------------------------|
| 相談役 | 渡 文 明 | 現 新日本石油株式会社 代表取締役会長 |
| 相談役 | 清 水 康 行 | 現 新日鉱ホールディングス株式会社 代表取締役会長 |

(3) 各中核事業会社の代表取締役社長（2010年7月1日付（内定））

| 役 職 | 氏 名 | 現役職 |
|----------------------------|---------|---|
| JX日鉱日石エネルギー株式会社 代表取締役社長 | 木 村 康 | 現 新日本石油株式会社 取締役 常務執行役員 エネルギー・ソリューション本部長 |
| JX日鉱日石開発株式会社 代表取締役社長 | 古 関 信 | 現 新日本石油開発株式会社 代表取締役社長 |
| JX日鉱日石金属株式会社 代表取締役社長 | 岡 田 昌 徳 | 現 日鉱金属株式会社 代表取締役社長 |

3. 統合持株会社・各中核事業会社の基本的役割・機関設計等

(1) 統合持株会社および各中核事業会社の基本的役割

- ① 統合持株会社は、グループ企業価値の最大化に向け、中長期のグループ戦略の策定とこれを実現するための経営資源の戦略的な配分を行い、グループ全体の事業の発展とイノベーション、中核事業会社その他グループ会社のシナジー効果の追求を図ります。
- ② 中核事業会社は、統合グループの事業運営の中核として、石油精製販売事業、石油開発事業および金属事業それぞれの推進を担います。
- ③ 統合持株会社の設立後における統合グループの運営の基本的な事項については、2010年4月までに定めます。

(2) 統合持株会社および各中核事業会社の機関設計

- ① 統合持株会社は、取締役会および監査役会設置会社とします。
- ② 各中核事業会社は、取締役会および監査役設置会社とします。
- ③ 統合持株会社および各中核事業会社は、執行役員制度を導入します。
- ④ 統合持株会社は、定款の定めに基づき、取締役会の決議によって、執行役員を選任します。
- ⑤ 統合持株会社は、定款の定めに基づき、取締役会の決議によって、社長執行役員1名を選定し、また、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員を選定することができるものとします。
- ⑥ 各中核事業会社の社長については、統合持株会社の非常勤取締役として選任します。
- ⑦ 統合持株会社の常勤監査役1名を中核事業会社の監査役として選任します。

(3) 統合持株会社の組織

- ① 統合持株会社に、監査役事務室、秘書部、CSR推進部、監査部、統合推進部、企画1部、企画2部、総務部、法務部、経理部および財務IR部を設置します。
- ② 統合持株会社の人員規模は、概ね90名を予定しています。

(4) 統合持株会社の運営

- ① 統合持株会社の運営コストは、中核事業会社が按分して負担することとし、統合持株会社は、これを経営管理料として各中核事業会社から収受します。
- ② 統合持株会社は、中核事業会社その他のグループ会社から配当の支払いを受け、これを外部配当のための財源、内部留保およびグループ各社における設備投資資金等に充てることとします。

(5) 統合持株会社の状況

その他統合持株会社の状況については、「添付資料2.」をご参照下さい。

IV. 経営統合の理念・事業戦略等

1. 統合グループの基本的な理念

- (1) 統合グループは、「エネルギー・資源・素材」の事業領域において、将来にわたり、地球環境との調和および社会との共生を図り、健全で透明なコーポレートガバナンスと適正かつ機動的な業務執行体制を確立し、もって、持続可能な経済・社会の構築・発展に貢献します。
- (2) 統合グループは、「エネルギー・資源・素材」の上流から下流までの一貫操業体制のもと、安定的かつ効率的な供給と事業全般にわたる創造性・革新性を追求します。

2. 統合グループの基本戦略・事業戦略

(1) 統合グループの基本戦略

- ① 世界有数の「総合エネルギー・資源・素材グループ」へと発展することを目指します。
- ② 収益性の高い部門に経営資源を優先配分することにより、企業価値の最大化を図ります。
- ③ より良い地球環境づくりに役立つ事業・技術革新を推進し、持続可能な経済・社会の発展に貢献します。

(2) 各中核事業の個別事業戦略

- ① 石油精製販売事業
 - ・今後の事業環境変化に先んじ、抜本的な構造改革を推進します。
 - ・お客様のニーズに応える総合エネルギー企業を目指します。
- ② 石油開発事業
 - ・事業環境の変化に柔軟に対応しながら、持続的な成長を目指します。
 - ・技術の蓄積と産油国政府・事業パートナーとの信頼関係を通じてグローバルな事業基盤を強化します。
- ③ 金属事業
 - ・銅事業を軸としたグローバルな一貫生産体制の確立を目指します。
 - ・高い成長が見込まれる分野において、トップシェア企業を目指します。

(注) 各中核事業の個別事業戦略の詳細については、「添付資料3.」をご参照下さい。

3. 統合グループの経営目標

- (1) 本契約締結後、今後の事業環境、グループの競争力、各事業の戦略・収益性および将来における経営資源の最適配分等の検討を行った上で、統合グループの「長期ビジョン」および2010年度から向こう3カ年のグループの「中期経営計画」を策定し、2010年4月を目処に新会社として公表する予定です。
- (2) 長期ビジョンおよび中期経営計画を策定するにあたっては、ROE 10%以上、D/Eレシオ1.0倍以下を早期に達成することを財務目標とします。

4. 石油精製能力の削減

統合グループは、2010年7月の石油精製販売事業会社の設立後、2011年3月末日までに、昨年12月4日（基本合意日）を基準として日量約40万バレルの石油精製能力を削減することとし、その具体的な内訳および方法については、決定次第、公表します。

また、遅くとも2015年3月末までに、さらに日量20万バレルの石油精製能力を削減する予定です。

5. 経営統合によるシナジー効果

2010年4月の統合持株会社設立後、2013年3月末日までに、年額600億円以上の経営統合によるシナジー効果（売上原価低減、経費削減等を通じた損益改善）を実現します。その具体的内訳は次のとおりです。

| | |
|--------------|------------|
| ① 精製部門 | 140 (億円／年) |
| ② 調達・需給・物流部門 | 130 |
| ③ 購買部門 | 100 |
| ④ その他のコスト削減 | 230 |

また、2015年3月末日までに、さらに年額400億円を積み増し、合計年額1,000億円以上のシナジー効果を追求します。

以上

添付資料1. 株式移転にかかる割当ての内容の算定根拠等

添付資料2. 株式移転により新たに設立する統合持株会社の状況

添付資料3. 各中核事業の個別事業戦略

添付資料4. 新日本石油株式会社および新日鉱ホールディングス株式会社の概要 ①

添付資料5. 新日本石油株式会社および新日鉱ホールディングス株式会社の概要 ②

添付資料6. 新日本石油株式会社および新日鉱ホールディングス株式会社の概要 ③

【本件に関するお問い合わせ先】

新日本石油株式会社 広報部広報グループ TEL : 03-3502-1124
新日鉱ホールディングス株式会社 CSR・広報担当 TEL : 03-5573-5129

株式移転にかかる割当ての内容の算定根拠等

みずほ証券は、市場株価基準法、類似公開会社比較法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法、過去事例プレミアム分析および貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

| | 評価手法 | 株式移転比率の算定レンジ |
|---|---------------------|---------------|
| ① | 市場株価基準法 | 1. 10 ~ 1. 13 |
| ② | 類似公開会社比較法 | 0. 84 ~ 1. 11 |
| ③ | ディスカウンテッド・キャッシュフロー法 | 0. 65 ~ 1. 13 |
| ④ | 過去事例プレミアム分析 | 1. 01 ~ 1. 11 |
| ⑤ | 貢献度分析 | 0. 78 ~ 1. 23 |

なお、市場株価基準法については、株式移転比率発表日の前営業日である2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価または査定を行っておりません。みずほ証券の株式移転比率算定は、2009年10月29日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

J.P.モルガンは、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について公開情報に基づく類似会社比較分析及び新日石からJ.P.モルガンに対して提出された両社の経営陣によりそれぞれ作成された各社の財務予測に基づくDCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）法を主とするSOTP（サム・オブ・ザ・パート）法による算定を行いました。各手法により、以下の株式移転比率の算定レンジが示されました。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の両社の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の両社の終値平均株価を算定の基礎としております。

| | 採用手法 | 株式移転比率の算定レンジ |
|---|---------|---------------|
| ① | 市場株価平均法 | 1. 10 ~ 1. 13 |
| ② | 類似企業比較法 | 0. 88 ~ 1. 12 |
| ③ | SOTP法 | 0. 89 ~ 1. 04 |

また、J.P. モルガンは2009年10月29日付で、以下の前提条件その他の一定の条件のもとに、本株式移転における株式移転比率が新日石の普通株式の株主にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明書を新日石の取締役会に提出しております。当該意見表明書は、新日石の取締役会による本株式移転の評価に関連して、かかる評価を目的として新日石の取締役会に提出されたものです。当該意見表明書は、新日石の株主が本株式移転その他の事項に関する議決権行使を行うべきかについて、新日石の株主に対して何ら推奨を行うものではありません。

J.P. モルガンは、当該意見表明及びその基礎となる株式移転比率算定を行うにあたり、公開情報、新日石若しくは新日鉱から提供を受けた情報又は新日石若しくは新日鉱と協議した情報及び J.P. モルガンが検討の対象とした、又は J.P. モルガンのために検討されたその他の情報の一切について、独自にその検証を行うことなく（又は独自にその検証を行う責任を負うことなく）、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かかる正確性及び完全性に依拠しております。J.P. モルガンは、いかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提出も受けておりません。更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での新日石及び新日鉱の信用力についての評価も行っておりません。J.P. モルガンは、提出された又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた新日石及び新日鉱の経営陣による将来の事業パフォーマンスや財務状況についての意見表明日時点で考えられる最善の積算と判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。J.P. モルガンは、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J.P. モルガンの当該算定及び意見表明は、必然的に、2009年10月29日付現在で J.P. モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。当該算定及び意見表明がなされた後の事象により、当該算定結果及び意見表明が影響を受けることがあります。J.P. モルガンはその算定結果及び意見を修正、変更又は再確認する義務は負いません。当該意見表明書は、本株式移転における株式移転比率が新日石の普通株式の株主にとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、新日石の他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本株式移転が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本株式移転を実行するという新日石の決定の是非について意見を述べるものではありません。J.P. モルガンは、将来における新日石普通株式又は新日鉱普通株式の株価に関し、意見を述べるものではありません。

J.P. モルガンより、その算定及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、(注1) の記載をご参照下さい。

野村證券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおり

です。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

| | 評価手法 | 株式移転比率の算定レンジ |
|---|---------|---------------|
| ① | 市場株価平均法 | 1. 10 ~ 1. 13 |
| ② | 類似会社比較法 | 1. 05 ~ 1. 24 |
| ③ | D C F法 | 0. 82 ~ 1. 09 |

なお、市場株価平均法については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間の終値平均株価、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る3ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村証券の株式移転比率算定は、2009年10月29日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

UBSは、下記で言及される意見書の作成に関連して、市場株価比率分析およびD C F（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）分析による算定を行いました。当該算定の結果は下記のとおりであり、それぞれ、新日鉱の普通株式1株あたりの価値に対する新日石の普通株式1株あたりの価値の比率を表示しています。

| 分析手法 | 算定比率レンジ |
|----------|-----------------|
| 市場株価比率分析 | 1. 103 ~ 1. 129 |
| D C F分析 | 1. 067 ~ 1. 147 |

市場株価比率分析については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の両社の普通株式の株価終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の普通株式の株価終値の平均値に基づき算定されています。D C F分析については、本株式移転により生じる潜在的シナジーは考慮されておりません。

新日鉱の取締役会は、2009年10月30日付で、当該日付時点において、また意見書に記載された様々な前提条件、考慮した事項および制約に基づき、本株式移転に係る株式移転比率が新日鉱の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書をUBSより取得しております。なお、当該意見書は、UBSが権限を付与した委員会の承認を得て提出されております。意見書の作成にあた

り、UBSは、新日鉱の同意を得た上で、意見書の作成のためにUBSに提供され、またはUBSが検討した情報が、全ての重要な点において正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠しており、それらに関して独自の検証を行っておらず、また、新日鉱もしくは新日石の資産または負債（偶発的か否かを問わず）について独自の評価あるいは鑑定を行っておりません。UBSの分析のために利用することを新日鉱が指示した、新日鉱と新日石が提供した財務予測と見積もりについて、UBSは、新日鉱の指示に従って、新日鉱および新日石の将来的な業績に関して新日鉱の経営陣が現時点での最善の予測及び判断に基づいて合理的に作成した各社の財務予測と見積もりであることを前提としています。UBSの意見は、2009年10月30日時点で有効な経済、金融、市場およびその他の状況、ならびに当該日付時点でUBSが入手可能な情報に基づいています。当該意見書には、UBSの分析および意見に関する多くの前提条件と免責事項が含まれており、その詳細は下記の（注2）に記載されています。なお、UBSは、新日鉱またはその取締役会に対して特定の株式移転比率を推奨してはおらず、また、特定の株式移転比率を唯一の適切な株式移転比率であると述べることもしておりません。UBSは、本株式移転の公表後における新日鉱の株式の取引価格、もしくは本株式移転に従い発行される統合持株会社の株式の価値またはそのいかなる時点の取引価格についても意見を述べておりません。UBSは、新日鉱および新日石の財務上および事業上の特性により、価値評価を目的として両社の財務数値を他の類似企業および類似取引における財務数値と比較し分析することには限界があることに鑑み、意見を述べるにあたり、主として上記に言及したDCF分析に依拠しております。UBSは、2009年10月30日以降に生じるいかなる事情、変化または事由によっても、その意見または分析を更新、改訂または再確認する責任を負うものではありません。

UBSは、本株式移転に関する新日鉱のリード・ファイナンシャル・アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として手数料（その一部は既に支払われており、大部分は本株式移転が新日鉱および新日石それぞれの株主総会で承認されることを条件としております）を新日鉱から受領する予定です。また、UBSおよびその関係会社は、過去において、新日鉱に対して投資銀行サービスを提供し、かかるサービスに対して報酬を受領しております。

メリルリンチは、新日鉱および新日石の市場株価の動向および業績の内容や予想等を勘案し、市場株価分析及びDCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）分析による評価を下記に言及される意見書の作成の過程において実施し、新日鉱の取締役会は、メリルリンチより2009年10月30日付にて、株式移転比率算定書の提出を受けました。なお、新日鉱の取締役会は、メリルリンチより2009年10月30日付にて、以下の前提条件その他同意見書記載の一定の条件のもとに、本件株式移転に係る株式移転比率が新日鉱株主（新日石およびその関係会社を除く。）にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。また、かかる株式移転比率の算定を行ったメリルリンチから、分析および意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております（その詳細は、（注2）の記載をご参照下さい。）。市場株価分析については、(1) 2009年10月23日（以下、「基準日①」）を基準として、基準日①の株価終値、基準日①から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに(2)両社の統合に関する基本合意がなされた2008年12月4日の前営業日の2008年12月3日（以下、「基準日②」）を基準として、基準日②の株価終値、基準日②から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。DCF分析については、新日鉱から提供された各社のスタンド・アローンベースの財務予測が算定の基礎とされました。メリルリンチが新日鉱および新日石の株主価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる株主価値の算定結果に基づく株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の株式移転比率の評価レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当

る統合持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。)。

| 採用手法 | | 株式移転比率の評価レンジ |
|------|--------------|---------------|
| ①-1 | 市場株価分析（基準日①） | 1. 10 ~ 1. 12 |
| ①-2 | 市場株価分析（基準日②） | 1. 17 ~ 1. 37 |
| ② | DCF 分析 | 1. 06 ~ 1. 24 |

なお、メリルリンチは、当該意見書の提出およびその基礎となる株式移転比率算定書に記載される株式移転比率評価レンジの分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報および公開情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性および完全性に依拠しており、かつ個別の資産・負債・設備について鑑定、評価を行っておりません。また両社の事業、収益、キャッシュ・フロー、資産、負債および事業計画等の見通し、並びに本件株式移転から生じることが予想される費用削減および関連費用の額およびそれらの発生する時期並びにシナジー効果に関する情報については、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ新日鉱の経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としております。メリルリンチの当該意見書および株式移転比率算定書は2009年10月30日現在の情報と経済条件を前提としたものであり、メリルリンチは、当該時点以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、その意見または分析を更新し、改訂しましたは再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチは、本件株式移転に関し、新日鉱の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、新日鉱からその全額が本件株式移転契約書の締結を条件として手数料を受領致します。なお、本件においてメリルリンチは本件株式移転の条件の交渉について参加することは求められておらず、また行っていません。また、メリルリンチは当該意見書の基礎となる株式移転比率算定書及び当該意見書の提出を除き、本件株式移転に関連してサービスまたはアドバイスの提供は求められておらず、また行っておりません。

大和証券SMB Cは、市場株価法およびDCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）法による算定を行いました。各分析手法による算定結果は下記のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、新日石の普通株式1株に対して割当てる統合持株会社の普通株式の数を記載したものです。

なお、市場株価分析については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の出来高加重平均株価を採用いたしました。

| 採用手法 | | 株式移転比率の算定レンジ |
|------|-------|---------------|
| ① | 市場株価法 | 1. 08 ~ 1. 10 |
| ② | DCF法 | 0. 97 ~ 1. 10 |

大和証券SMB Cは、新日鉱の取締役会に対して2009年10月30日付で株式移転比率に関する算定書を提出しております。また、大和証券SMB Cは、新日鉱の取締役会に対して2009年10月30日付で、(注2)の前提条件その他一定の前提条件のもとに株式移転比率が新日鉱の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を提出しております。当該意見書には大和証券SMB Cの分析および意見に関する多くの前提条件と免責事項が含まれております。その詳細については下記の(注2)をご参照下さい。

(注1)

J.P. モルガンは、本株式移転及び本契約により意図される他の取引が、日本の法人税上、非課税組織再編として適格であること、及び本契約に規定されたとおりに実行されること、並びに本契約の最終版が J.P. モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことも前提としております。J.P. モルガンは、本契約及び関連する契約で新日石及び新日鉱が行った表明保証が、J.P. モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに新日石が本契約又は関連する契約に規定された、J.P. モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことも前提としております。J.P. モルガンは、意見表明に関する全ての法的事項について、カウンセルの助言に依拠しております。J.P. モルガンは、法務・当局による規制・税務の専門家ではなく、それらの点については新日石のアドバイザーの判断に依拠しております。更に、J.P. モルガンは、本株式移転の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、新日石若しくは新日鉱又は本株式移転の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

新日石から J.P. モルガンに対して提出された新日石及び新日鉱の各財務予測は、それぞれ新日石及び新日鉱の経営陣により作成されました。新日石及び新日鉱のいずれも、J.P. モルガンによる本株式移転の分析に関連して J.P. モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、またこれらの財務予測は一般に公開することを目的として作成されておりません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利子率に關係する要因を含みますがこれらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測から大幅に変更される可能性もあります。

更に、J.P. モルガンは、本株式移転のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又は当該関係者の階級に対する本株式移転における株式移転比率に關連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

上記の一定の重要な財務分析の概要は、J.P. モルガンによる分析又はデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書の作成は複雑な過程であり、その一部分の分析結果又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J.P. モルガンの分析は全体として考慮される必要があり、その分析を全体として考慮することなく、一部分の要約及び分析を選択することは、J.P. モルガンの分析及び意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらす恐れがあります。J.P. モルガンは、その意見に至るにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また個別に検討したそれぞれの分析又は（プラス若しくはマイナスの）要因が J.P. モルガンの意見を裏付けたか又は裏付けることができなかつたかについての意見は述べておりません。むしろ、J.P. モルガンは、意見を決定するにあたり、その要素及び分析を全体的に考慮しました。将来の業績予想に基づく分析は、両社及びそのアドバイザーが制御できない多くの要因及び事象を前提とするため、本質的に不確実性が伴います。そのため、J.P. モルガンが使用した予想及び J.P. モルガンによる分析は、必ずしも将来の実際の業績を示すものではありません（実際の業績はかかる分析が示すよりも著しく良い場合も著しく悪い場合もあります。）。さらに、J.P. モルガンの分析は、事業が実際に売買される場合の価格の評価又はこれを反映したものではなく、それらを意味するものではありません。上記分析に比較対象として検討されたいかなる会社も、新日石若しくは新日鉱又は両社の事業部門若しくは子会社と同一ではありません。但し、選択された会社は、J.P. モルガンの分析の目的上、（場合により）新日石又は新日鉱と類似すると考えられる運営及び事業に従事する公開会社であることから選択されたものです。J.P. モルガンの分析は、新日石又は新日鉱との比較対象とされた会

社の財務及び運営上の特性の相違、並びにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する、複雑な検討及び判断を必然的に伴います。J. P. モルガンによるSOTP分析のために用いられた事業セグメントは、各社の日本の財務情報開示を目的として作成されたセグメント情報又は米国会計基準のセグメント情報とは必ずしも一致しません。

当該意見表明書を作成するにあたり、J. P. モルガンは、新日石全体若しくはその一部と他社との統合又はその他の代替取引について、新日鉱以外に対して関心を示すよう勧誘する権限を与えられておらず、かつ勧誘をしておりません。

J. P. モルガンは本株式移転に関して、新日石のファイナンシャル・アドバイザーであり、ファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として新日石から報酬を受領する予定ですが、報酬の相当部分は本株式移転が実行された場合にのみ発生します。更に、新日石は、J. P. モルガンに対して、カウンセルの報酬及び支払金を含む、業務に関連して生じた経費を支払い、またかかる業務から J. P. モルガンに生じ得る一定の責任について J. P. モルガンに補償することに同意しています。当該意見表明書の日付までの2年間において、J. P. モルガン及びその関係会社は、新日石及びその関係会社のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行い、J. P. モルガン及びその関係会社は通常の報酬を受領しました。当該期間中、J. P. モルガンは、2008年の九州石油株式会社の買収に関し新日石のファイナンシャル・アドバイザーを務め、また現在は大阪製油所の一部の売却に関し新日石のファイナンシャル・アドバイザーに任命されております。更に、J. P. モルガンの商業銀行業務を行う関連会社は、資金管理業務の対価として新日石から通常の報酬又はその他の金銭的利益を受領しております。J. P. モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、新日石又は新日鉱の債券又は持分証券の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J. P. モルガン及びその関係会社は隨時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

(注2)

UBS、メリルリンチ、大和証券SMBCの各社（以下、「新日鉱アドバイザー」。）が提出した評価分析および意見書は、本株式移転に係る株式移転比率の評価に関して新日鉱の取締役会が利用する目的のみのために作成されたもので、他のいかなる目的のためにも利用、または依拠されてはなりません。

意見書の作成は主観的な判断を伴う複雑な過程であり、その一部の抽出や要約説明は必ずしも適切ではありません。新日鉱アドバイザーの各分析は、財務上および事業上の特性その他かかる分析に影響を与える要因に関する複雑な考察および判断を必然的に伴います。各新日鉱アドバイザーは、各々の意見書の作成過程において、各分析および考慮した要因それぞれの重要性と関連性についての定性的判断を行いました。そのため、各新日鉱アドバイザーは、各分析が全体として考慮される必要があり、各分析と要因のすべてまたは分析についての説明的記述を考慮することなしに、それらの特定部分のみを選択的に抽出した場合、あるいは表書式に示されている情報に専心を集中させた場合、当該分析と意見の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあると考えています。各新日鉱アドバイザーは、新日鉱、新日石、業界の業績、規制上の環境、業務一般、経済・市場・金融環境およびその他の事項について多くの前提を置いており、それらのうちの多くが新日鉱にとって制御不能であり、且つ複雑な方法論と専門的な判断の適用を要するものです。事業や有価証券の経済的価値に関する分析は鑑定ではなく、事業、会社または有価証券が実際に売却される場合の現在あるいは将来の価格を示すものではなく、それらの価格は当該分析で示されたものとは著しく異なる可能性があります。従って、これらの分析や評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。

各新日鉱アドバイザーは、各々が分析を実施し意見書を提出するために提供され検討された新日鉱および新日石に関する情報につき、新日鉱の同意を得た上で、かつ独自の検証を行うことなく、その全ての重要な点において正確且つ完全であることを前提とし、これらの完全性と正確性に依拠しております。また、新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱の同意を得た上で、新日鉱または新日石の資産または負債（偶発的か否かを問わず）についての独自の評価または鑑定、あるいは建物や施設の実地検分も行っておらず、破産、支払不能または類似の事項に關係する日本あるいは外国のいかなる法律の下でも新日鉱や新日石の支払能力や公正価値についての評価を行っておりません。新日鉱または新日石に属するガス、石油の鉱（採掘）区または鉱石鉱（採掘）区の埋蔵量および生産量の推定に関して、新日鉱アドバイザーはガス、石油、鉱石埋蔵物の技術的な評価または査定についての専門家ではないため、新日鉱の経営陣によって新日鉱アドバイザーに提供された推定に依拠しており、それらについて独自の検証は行っておりません。新日鉱と新日石が作成し、新日鉱アドバイザーがその分析の目的のために使用するよう指示された財務予測と見積もり（新日鉱の経営陣の見解に基づき修正されたものを含む）について、各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の指示に従って、それらが新日鉱および新日石の将来的な財務業績について新日鉱の経営陣が現時点での最善の予測および判断に基づいて合理的に作成した各社の財務予測と見積もりであることを前提としています。さらに各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の承認を得て、当該財務予測が想定された時間軸と金額により達成されることを前提としています。各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の同意を得て、（ア）最終的に署名される本契約の内容は、検討された草稿と重要な点において異なるものではないこと、（イ）本契約の当事者は本契約の全ての重要な条件に従うこと、（ウ）本株式移転は、本契約の各条件や条項の重要な点について悪影響を与えるようないかなる権利放棄や修正もなされることなく、本契約の条件に従って実行されること、（エ）本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局、その他の同意や許認可が取得され、これらの取得により新日鉱、新日石、持株会社または本株式移転が不利な影響を受けるものではないこと、（オ）本株式移転は日本の所得税および法人

税の目的上、非課税の組織再編に適格であることを前提としています。各新日鉱アドバイザーの意見書は、その日付時点で有効な経済、金融、市場およびその他の状況、ならびに各意見書の日付時点で当該アドバイザーが入手可能な情報に基づいています。

新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱との取引に第三者が関心を示すよう勧誘する権限を与えられておらず、また過去に勧誘した事実もありません。

新日鉱は、本業務により生じる一定の責任について新日鉱アドバイザーに対し補償することに合意しています。新日鉱アドバイザーは、過去において、財務アドバイザリー・サービスおよび金融サービスを新日鉱および／または新日石に提供しており、その対価として手数料を受領し、また将来受領する可能性があります。また、通常の業務において、新日鉱アドバイザーと新日鉱アドバイザーの関係会社は、新日鉱、新日石または両社の関連会社とのデリバティブ取引や商品取引、さらに新日鉱または新日石の株式その他の有価証券の自己勘定取引および顧客勘定取引を行っており、従って、隨時当該証券についてのロング・ポジションまたはショート・ポジションを持つ可能性があります。UBS、メリルリンチ、大和証券SMB Cの各意見書は、各アドバイザーによって権限を与えられた委員会によって承認されています。

新日鉱アドバイザーが提出した評価分析および各意見書のいずれも、新日鉱による本株式移転実施の意思決定に関して、新日鉱が選択しうる他の事業戦略や取引と比較した上で的是非について言及するものではなく、また本株式移転やその他のいかなる関係事項に関しても、新日鉱の株主がどのように議決権を行使すべきか（あるいは反対株主がその買取請求権を行使すべきか）の推奨を行うものではありません。新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱の普通株式の保有者以外の、他種証券の保有者、債権者またはその他の新日鉱の利害関係者にとっての公正性その他考慮すべきいかなる事項についても言及することを求められておらず、各評価分析や各意見書においても言及していません。さらに新日鉱アドバイザーはいずれも、株式移転比率との関連において本株式移転当事者の役員、取締役または従業員、もしくはこれらと同様の者に対して支払われる、あるいはこれらの者によって受取られる予定のいかなる報酬の額や性質の公正性に関して意見を表明するものではありません。加えて新日鉱アドバイザーは、各意見書の中で明示された限りにおける株式移転比率に関する意見以外に、本株式移転関係書類や当該取引の方法についてのいかなる条件にも意見を表明してはいません。新日鉱アドバイザーはいずれも、各評価分析または意見書において、本株式移転の公表または実施後の新日鉱、新日石、または統合持株会社の株式の取引価格について意見を表明してはいません。

株式移転により新たに設立する統合持株会社の状況

| | |
|------------------------|---|
| 1. 商号 | J X ホールディングス株式会社 (英文 : JX Holdings, Inc.) |
| 2. 本店所在地 | 東京都千代田区大手町二丁目6番3号 |
| 3. 代表者 | 代表取締役会長 西 尾 進 路 (現 新日本石油株式会社 代表取締役社長 社長執行役員) 代表取締役社長 高 萩 光 紀 (現 新日鉱ホールディングス株式会社 代表取締役社長) |
| 4. 事業内容 | 石油精製販売事業、石油開発事業、金属事業を行う子会社およびグループ会社の経営管理ならびにこれに付帯する業務 |
| 5. 資本金・資本準備金 | 資本金 1, 000 億円、資本準備金 250 億円 |
| 6. 決算期 | 3月31日 |
| 7. 純資産(連結) | 未定 |
| 8. 総資産(連結) | 未定 |
| 9. 発行予定株式数 | 2, 495, 485, 929 株 |
| 10. 単元株式数 | 100 株 |
| 11. 上場証券取引所 | 東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所 |
| 12. 会計監査人 | 新日本有限責任監査法人 |
| 13. 株主名簿管理人 | 中央三井信託銀行株式会社 |
| 14. 本株式移転に伴う会計処理の概要 | 本株式移転は、昨年12月26日改正の企業結合に関する会計基準に従って会計処理を行うこととしています。 |
| 15. 本株式移転による業績への影響の見通し | 経営統合後の業績見通し等については、確定次第、公表します。 なお、2010年4月を目途に、統合グループの「長期ビジョン」および2010年度から向こう3カ年のグループの「中期経営計画」を策定・公表する予定です。 |

各中核事業の個別事業戦略

石油精製販売事業

(1) 今後の事業環境変化に先んじ、抜本的な構造改革を推進します。

- ・今後予想される石油製品の国内需要減少を先取りした精製能力削減、需要構造の変化に的確に対応した精製設備の効率化・高付加価値化を推進し、製油所競争力の維持・向上に努めます。
- ・バリューチェーン全ての再点検により、統合シナジーの最大化、スケールメリットの実現を図り、コスト競争力を飛躍的に高めることを目指します。
- ・成長するアジアマーケットを中心としたグローバルな事業展開を積極的に推進します。

(2) お客様のニーズに応える総合エネルギー企業を目指します。

- ・ベストプラクティス実践により、お客様の満足度向上、ブランド力の強化に努めます。
- ・低炭素社会の到来を見据え、燃料電池、太陽光発電などの新エネルギー事業に積極的に取り組みます。

石油開発事業

(1) 事業環境の変化に柔軟に対応しながら、持続的な成長を目指します。

- ・原油価格の乱高下、資源ナショナリズムの高揚、資源獲得競争の激化、環境意識の高まりなど、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、リスク管理の徹底を図りつつ、積極的な投資を通じ、グローバル石油開発企業を目指します。

(2) 技術の蓄積と産油国政府・事業パートナーとの信頼関係を通じてグローバルな事業基盤を強化します。

- ・両社の知見・ノウハウを組み合わせたきめ細かな操業を自ら手がけることで、技術を蓄積するとともに、産油国政府・事業パートナーとの関係強化を通じて、優良な事業機会の創出を図ります。

金属事業

(1) 銅事業を軸としたグローバルな一貫生産体制の確立を目指します。

- ・銅の需要は中・長期的に伸張する一方、銅鉱石の調達環境は厳しさを増すことから、銅鉱山開発を積極的に推進し、自山鉱比率向上・投資リターン獲得を図ります。
- ・革新的な新製錬技術の開発により、新たな資源ソースの確保を目指します。

(2) 高い成長が見込まれる分野において、トップシェア企業を目指します。

- ・電材加工事業においては、高度な技術力を背景とした顧客との緊密な連携により、高機能材料をタイムリーに市場に投入してまいります。
- ・環境および非鉄金属リサイクル事業を積極的に展開することによって、資源循環型社会の実現に貢献し、また、IT・エコ関連の部素材に使用されるレアメタルを安定的に確保します。
- ・今後の成長が期待されるチタン事業および将来のエネルギー分野を担う太陽電池向けポリシリコン製造事業を新たな中核事業へと育成します。

新日本石油株式会社および新日鉱ホールディングス株式会社の概要 ①

| 商号 | 新日本石油株式会社 | 新日鉱ホールディングス株式会社 |
|------------------------|--|--|
| 設立年月日 | 1888年5月10日 | 2002年9月27日(創業1905年12月26日) |
| 本店所在地 | 東京都港区西新橋一丁目3番12号 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 西尾 進路 | 代表取締役社長 高萩 光紀 |
| 資本金 (2009年9月末現在) | 1,394億円 | 739億円 |
| 発行済株式数 (2009年9月末現在) | 14億6,451万株 | 9億2,846万株 |
| 事業内容 | 石油製品の精製・販売 ガスの輸入・販売 電力の発電・販売 | 石油製品の製造・販売 非鉄金属製品・電材加工製品の製造・販売 |
| 大株主 (2009年9月末現在) | 日本トラステイ・サービス信託銀行(株)信託口(6.2%) 日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口(5.4%) (株)みずほコーポレート銀行(3.2%) 三菱商事(株)(3.1%) (株)三井住友銀行(2.8%) (株)三菱東京UFJ銀行(2.1%) | 日本トラステイ・サービス信託銀行(株)信託口(10.0%) 日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口(9.0%) 日本トラステイ・サービス信託銀行(株)信託口(3.5%) (株)みずほコーポレート銀行(2.4%) (株)三井住友銀行(2.4%) |
| 従業員数 (2009年9月末現在) | 13,869人(連結) (内訳:石油精製・販売 9,305人、石油・天然ガス開発 589人、建設・その他 3,975人) | 10,936人(連結) (内訳:石油 4,380人、金属 5,058人、他 1,498人) |
| 主要取引先 | 全国特約店および直売需要家 | 全国特約店、直売需要家、電線メーカーなど |
| 主要取引銀行 | (株)みずほコーポレート銀行、(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 | (株)みずほコーポレート銀行、(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 |
| 決算期 | 3月 | 3月 |
| 当事会社間の関係 | | |
| 資本関係 | なし | |
| 人的関係 | なし | |
| 取引関係 | 新日本石油株式会社と、新日鉱ホールディングス株式会社傘下の株式会社ジャパンエナジーは、精製、物流等の分野において業務提携を行っております。 | |

最近3年間の経営成績および財政状態

(ア)新日本石油株式会社

(単位:百万円)

| 決算期 | 連結ベース | | | 単体ベース | | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 2007年3月期 | 2008年3月期 | 2009年3月期 | 2007年3月期 | 2008年3月期 | 2009年3月期 |
| 純資産 | 1,331,981 | 1,429,266 | 1,016,306 | 786,268 | 827,253 | 746,920 |
| 総資産 | 4,385,533 | 4,594,197 | 3,969,730 | 3,071,996 | 3,233,615 | 2,868,804 |
| 1株当たり純資産(円) | 829.64 | 896.06 | 627.90 | 537.11 | 565.13 | 511.58 |
| 売上高 | 6,624,256 | 7,523,990 | 7,389,234 | 5,826,415 | 6,706,382 | 6,658,071 |
| 営業利益 | 159,684 | 263,962 | ▲ 312,506 | 14,445 | 115,325 | ▲ 441,090 |
| 経常利益 | 186,611 | 275,666 | ▲ 275,448 | 33,101 | 132,088 | ▲ 147,045 |
| 当期純利益 | 70,221 | 148,306 | ▲ 251,613 | 26,405 | 85,647 | 14,723 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 48.12 | 101.49 | ▲ 172.42 | 18.06 | 58.53 | 10.07 |
| 1株当たり年間配当金(円) | | | | 12.00 | 12.00 | 20.00 |

(イ)新日鉱ホールディングス株式会社

(単位:百万円)

| 決算期 | 連結ベース | | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| | 2007年3月期 | 2008年3月期 | 2009年3月期 |
| 純資産 | 701,064 | 765,264 | 659,938 |
| 総資産 | 2,056,407 | 2,251,208 | 1,886,083 |
| 1株当たり純資産(円) | 671.56 | 735.22 | 612.44 |
| 売上高 | 3,802,447 | 4,339,472 | 4,065,059 |
| 営業利益 | 132,258 | 103,186 | ▲ 101,667 |
| 経常利益 | 224,236 | 192,026 | ▲ 67,433 |
| 当期純利益 | 106,430 | 99,299 | ▲ 40,794 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 117.98 | 107.14 | ▲ 44.02 |
| 1株当たり年間配当金(円) | | | |

新日本石油株式会社および新日鉱ホールディングス株式会社の概要 ②

| 商 号 | | 新日本石油株式会社 | 新日鉱ホールディングス株式会社 | | |
|--|------|--|---|--|--|
| 事業概要 | 上流 | 生産量 埋蔵量 | 12.6万BD (2008年平均) 669百万bbl (2008年12月末現在) | | |
| | 原油輸送 | タンカー隻数 | VLCC 21隻(2009年10月30日現在) | | |
| | 精製供給 | グループ製油所 原油処理能力 (2009年10月30日 現在) | (千BD) 室蘭製油所 仙台製油所 根岸製油所 大阪製油所 水島製油所 麻里布製油所 大分製油所 合計 | | |
| 石油 | | | 180 145 340 115 250 127 160 1,317 | | |
| | | | 水島製油所 鹿島製油所 合計 | | |
| | | | 240 (うち35千BDは研究設備) 274 514 | | |
| 製品輸出数量 (外貨ジェット、ボンド重油を除く) | | 583万KL／年(2009年3月期) | | | |
| 物流 | | 150万KL／年(2009年3月期) | | | |
| 販売 | | 油槽所数 | | | |
| | | 46ヶ所 (2009年10月30日現在) | | | |
| | | 14ヶ所 (2009年10月30日現在) | | | |
| 特約店数 SS数 | | 燃料油国内販売量 販売シェア | | | |
| | | 4,887万KL／年(2009年3月期) 23.1%(2009年3月期) | | | |
| | | 11.0%(2009年3月期) | | | |
| 石油化学 | | 623社 (2009年9月末現在) SS数 160万㌧／年(2009年10月30日現在) 80万㌧／年(2009年10月30日現在) 90万㌧／年(2009年10月30日現在) | | | |
| 318社 (2009年9月末現在) 3,269ヶ所 (2009年9月末現在) 102万㌧／年(2009年10月30日現在) 52万㌧／年(2009年10月30日現在) 9万㌧／年(2009年10月30日現在) | | | | | |

| | | |
|----------|-------------|--|
| 事業概要～金属～ | 上流 | (万㌧/年) エスコンディーダ銅鉱山(チリ) 2.0% 2.0 コジャワシ銅鉱山(チリ) 3.6% 1.5 ロス・ペランブレス銅鉱山(チリ) 15.0% 5.3 グループ権益生産量(銅量) 8.8 ※%は日鉱金属出資比率 (2008年12月31日現在) |
| | 中流 (銅製錬) | (万㌧/年) パンパシフィック・カッパー 佐賀関製錬所および日立精銅工場 45 玉野製錬所 ※ 16 LS-ニッコー・カッパー(韓国) 温山工場 56 グループ製錬能力 117 ※パンパシフィック・カッパー出資分 (2009年3月31日現在) |
| | 下流 | 電材加工事業 磯原工場(半導体用・FPD用ターゲットなど) 白銀工場(圧延銅箔、電解銅箔など) 倉見工場(コルソング合金など) 環境リサイクル事業 HMC工場 |

新日本石油株式会社および新日鉱ホールディングス株式会社の概要 ③

<新日本石油精製株式会社 概要>

| | |
|----------------------|---------------------|
| 商号 | 新日本石油精製株式会社 |
| 設立年月日 | 1951年10月1日 |
| 本店所在地 | 東京都港区西新橋一丁目3番12号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 大野 博 |
| 資本金 | 50億円 |
| 事業内容 | 石油製品の精製・販売、電力の発電・販売 |
| 大株主 (2009年9月末現在) | 新日本石油(株) (100.0%) |
| 従業員数 (2009年9月末現在) | 3,627名 |
| 決算期 | 3月 |
| 純資産 (2009年3月期) | (単体) 1,346億円 |
| 総資産 (2009年3月期) | (単体) 8,113億円 |
| 売上高 (2009年3月期) | (単体) 3,096億円 |
| 経常利益 (2009年3月期) | (単体) 199億円 |

<株式会社ジャパンエナジー 概要>

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 商号 | 株式会社ジャパンエナジー |
| 設立年月日 | 2003年4月1日 |
| 本店所在地 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 松下 功夫 |
| 資本金 | 480億円 |
| 事業内容 | 石油製品の製造・販売 |
| 大株主 (2009年9月末現在) | 新日鉱ホールディングス(株) (100.0%) |
| 従業員数 (2009年9月末現在) | 1,403名 |
| 決算期 | 3月 |
| 純資産 (2009年3月期) | (単体) 2,146億円 |
| 総資産 (2009年3月期) | (単体) 8,345億円 |
| 売上高 (2009年3月期) | (単体) 2兆9,009億円 |
| 経常利益 (2009年3月期) | (単体) ▲1,100億円 |

<新日本石油開発株式会社 概要>

| | |
|----------------------|-------------------|
| 商号 | 新日本石油開発株式会社 |
| 設立年月日 | 1991年6月26日 |
| 本店所在地 | 東京都港区西新橋一丁目3番12号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 古関 信 |
| 資本金 | 98億円 |
| 事業内容 | 石油・天然ガスの探鉱・開発・生産 |
| 大株主 (2009年9月末現在) | 新日本石油(株) (100.0%) |
| 従業員数 (2009年9月末現在) | 589名 |
| 決算期 | 12月 |
| 純資産 (2008年12月期) | (単体) 1,244億円 |
| 総資産 (2008年12月期) | (単体) 3,130億円 |
| 売上高 (2008年12月期) | (単体) 485億円 |
| 経常利益 (2008年12月期) | (単体) 448億円 |

<ジャパンエナジー石油開発株式会社 概要>

| | |
|----------------------|----------------------|
| 商号 | ジャパンエナジー石油開発株式会社 |
| 設立年月日 | 1982年4月2日 |
| 本店所在地 | 東京都港区赤坂一丁目9番13号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 森田 憲司 |
| 資本金 | 50億円 |
| 事業内容 | 石油・天然ガスの探鉱・生産・販売 |
| 大株主 (2009年9月末現在) | (株)ジャパンエナジー (100.0%) |
| 従業員数 (2009年9月末現在) | 65名 |
| 決算期 | 3月 |
| 純資産 (2009年3月期) | (単体) 255億円 |
| 総資産 (2009年3月期) | (単体) 285億円 |
| 売上高 (2009年3月期) | (単体) 159億円 |
| 経常利益 (2009年3月期) | (単体) 137億円 |

<日鉱金属株式会社 概要>

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 商号 | 日鉱金属株式会社 |
| 設立年月日 | 1981年4月7日 |
| 本店所在地 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 岡田 昌徳 |
| 資本金 | 245億円 |
| 事業内容 | 非鉄金属製品および電材加工製品の製造・販売 |
| 大株主 (2009年9月末現在) | 新日鉱ホールディングス(株) (100.0%) |
| 従業員数 (2009年9月末現在) | 1,231名 |
| 決算期 | 3月 |
| 純資産 (2009年3月期) | (単体) 1,048億円 |
| 総資産 (2009年3月期) | (単体) 2,983億円 |
| 売上高 (2009年3月期) | (単体) 1,878億円 |
| 経常利益 (2009年3月期) | (単体) ▲53億円 |

米国証券取引委員会（SEC）への文書提出

新日本石油株式会社(以下「新日本石油」)および新日鉱ホールディングス株式会社(以下「新日鉱HD」)は、共同株式移転案(以下「本件共同株式移転」)に関連してForm F-4 登録届出書(以下「Form F-4」)を米国証券取引委員会(以下「SEC」)へ届け出る可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、その内容として、目論見書 (prospectus) およびその他の文書が含まれることになります。目論見書およびその他Form F-4 に含まれる文書は随時修正される可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、提出されるForm F-4および目論見書には、新日本石油に関する情報、新日鉱HDに関する情報、共同株式移転ならびにその他の関連情報(取引の条件を含む)などの重要情報が含まれることになります。新日本石油および新日鉱HDの米国株主におかれましては、各社の株主総会において共同株式移転について議決権を行使される前に、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される可能性のあるForm F-4 、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。Form F-4 が提出された場合、目論見書およびその他本件共同株式移転に関連してSEC に提出される全ての文書は、提出後にSEC のホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。更に、株主の皆様には、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される目論見書およびその他全ての書類を無料にて配布させて頂きます。配布をご希望の方は、ファックスにて新日本石油(+81-3-3502-9860)または新日鉱HD(+81-3-5573-5139)までお申し込み下さい。

将来見通しに関する注意事項

本通知には、将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来見通しに関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、または特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、(1)マクロ経済の状況またはエネルギー・資源・素材業界における会社の競争環境などの業界の一般的な状況、(2)規制、訴訟に関する事項およびリスク、(3)法制上の変化、(4)税法その他の法律の改正、一般的経済状況の変化が及ぼす影響、(5)取引を完了させるための条件が満たされないリスク、(6)取引のために必要とされる規制当局の承認が取得できないリスク、または、承認が得られても予測せぬ条件が付帯するリスク、(7)取引の遂行に関連するその他のリスクなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。